

平成20年8月1日

お客様各位

宮城第一信用金庫

振り込め詐欺の対応について

宮城第一信用金庫（理事長 矢野 弘文）は、現在全国的に問題となっている「振り込め詐欺」に対する被害防止策として、お客さまの了解のうえ当面の間窓口でのキャッシュカード発行の制限を実施することにしましたのでお知らせいたします。

昨今、キャッシュカードを含めた口座売買等による振り込め詐欺の被害が依然として減少しないことを踏まえ、このような詐欺事件の受取口座とならないことを目的に、下記の通りキャッシュカードの発行制限を実施してまいります。

これからもお客様が安心して当金庫をご利用していただけますよう、環境の整備に努めてまいりますので、何卒、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施日

平成20年8月4日（月）より

2. 実施するキャッシュカード発行制限

- (1) 新規の口座開設については、お客様に趣旨を説明したうえでキャッシュカードの発行を制限させていただきます（ただし、渉外担当者扱い等、一定条件の場合は発行可能としております）。
- (2) 公共料金等の引き落としや年金振込等の取引実績が発生した場合は、キャッシュカード発行を可能とさせていただきます。

以上